

勝連城跡歴史・文化施設常設展示業務ライブパフォーマンス仕様書

1. 業務目的

勝連城跡歴史・文化施設常設展示室ライブシアターにおいて、勝連城跡の歴史・文化を紹介するライブパフォーマンス公演を実施し、来場者に対する勝連城跡に関する歴史・文化の理解の向上及び更なる勝連城跡への誘客拡大を図ることを目的とする。

2. 場 所

勝連城跡歴史・文化施設 常設展示室ライブシアター

住所：沖縄県うるま市勝連南風原3908番地

3. 業務内容

ライブパフォーマンス公演

(1) 土曜日・日曜日 各2公演（午前・午後）の計4公演

(2) 平日 予約対応にて年間5公演

4. 業務設備

ライブパフォーマンス公演にあたり、施設に備えられた映像・音響・照明設備等の使用については、委託者の許可を得ること。それ以外に必要な資機材等については、受託者が用意する。なお、受託者が委託者の許可を受けて使用する設備等の修繕については、受託者の責に帰すべき理由による破損等を除き、委託者が行う。

5. 損害関係

(1) 一般的損害

業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害に規定する損害を除く。）は、委託者の負担とするが、その損害のうち受託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、受託者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、委託者受託者協議して受託者の負担額を定めるものとする。

(2) 第三者に及ぼした損害

業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならないが、その損害のうち受託者の責に帰すべき理由により生じたものについて

は、受託者がこれを負担する。また、その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその処理に当たるものとする。

6. 特記事項

(1) 会場内における市民の安全に十分配慮し、万一異常を発見した場合は、ただちに委託者に報告し指示に従う。

(2) 業務の遂行にあたっては、委託者の意図を正しく理解し、本仕様書の内容を十分把握するとともに、委託者と綿密な打ち合わせを行う。なお、本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、当事者双方が協議する。